

質 疑 回 答 書

回答日：令和7年7月22日

担当課：奈良県警察本部
警務部施設装備課

業務名	運転免許センター新庁舎整備事業PFI手法アドバイザー業務委託	
業務番号	第 07-20-業 号	
No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
1	【募集要項 第8 審査要領 3プレゼンテーション審査(5)】 プレゼンテーションにおいて使用する資料について、「投写する説明資料は、業務提案書に記載された文書等に限定する。なお、業務提案書の内容を変更せず、拡大して投写することは可とする。」とありますが、作成した提案書の内容をまとめたパワーポイントの提示は不可で、あくまでも提案書と同じ資料(拡大版含む)のみの提示という理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
2	【募集要項 第8 審査要領 3プレゼンテーション審査(4)】 プレゼンテーションにおいて使用する資料について、「追加資料の配布等を行うことは禁止とする。ただし、パソコン(パワーポイント等)等を使用し、スクリーンに投写して説明することは可とする。」万が一追加資料があった場合は、追加資料の配布は禁止であるが、プレゼンテーションにおいてパワーポイントで示すことは可という理解でよいですか？	業務提案書提出後に追加資料の配布は認めておらず、パワーポイントで示すことも認めていない。
3	【様式3 参加者の業務体制】 担当者名称に「法務専門家」、「財務専門家」とありますが、これは参加企業の社員に限った記載という理解で宜しいでしょうか。(法務専門家、財務専門家は社外登用でも可か?)また、「法務専門家」、「財務専門家」の登用は必須でしょうか。	法務及び財務に精通する専門家から支援を受けることができるのであれば、社外の有識者に委託して体制を構築することも可能である。仕様書「8 業務実施体制について」に「法務、財務及びその他必要となる分野の専門家からの支援を適宜受けられる体制をとること。」と記載しているのとおり、「法務専門家」及び「財務専門家」の登用は必須とする。
4	【仕様書p3 8業務実施体制について】 「法務、財務及びその他必要となる分野の専門家からの支援を適宜受けられる体制」について、弁護士、会計士、税理士等の支援と推察しますが、これは外部委託での体制構築も可能という理解で宜しいでしょうか。	有資格者が社内にはいない場合は、社外の有識者に委託して体制を構築することも可能である。
5	【仕様書p3 7(2)業務報告について】 ①定期報告内容のA 月間業務結果について、どのような形式での提出を想定しておられますでしょうか。同上、ウ 事業進捗状況について、本業務の作業内容の進捗の提示という理解で宜しいでしょうか。	各月における成果品や作業内容の進捗を示す資料の提出を求める。
6	【仕様書p1 2業務目的及び4委託業務内容について】 2業務目的には「実施方針の作成・公表から事業者の選定、事業契約締結に至る一連の業務」と記載されておりますが、4委託業務内容を見る限り、実施方針及び要求水準書(骨子)の公表に留まっており、それ以降の作業(募集要項作成や特定事業の選定及び事業者募集開始以降の作業)については本業務に含まれていないと認識しております。この理解で宜しいでしょうか。また、上記のそれ以降の作業につきましては来年度に別途公募されるという理解で宜しいでしょうか(随意契約という可能性はありますでしょうか)。	本業務は、契約締結日から令和8年3月31日までの期間の業務であり、実施方針及び要求水準書(骨子)の公表を主な業務としている。公募公告や要求水準書等の公表、事業者の選定等の令和8年度以降に実施する業務にかかるアドバイザー業務委託は、来年度に別途公募を行う予定であるが、契約方法は現時点において未定である。
7	【仕様書p2 4業務委託内容(2)公募条件の精査について】 精査にあたり、「本事業に関心のある企業に対してヒアリングを実施」とありますが、「本事業に関心のある企業」とは昨年度のサウンディング調査において参画意向が得られた企業という理解で宜しいでしょうか。また、同調査の調査先及び各社の意向をお教えいただくことは可能でしょうか。	昨年度にサウンディング調査を行った企業に限定せず、幅広くヒアリングをお願いしたい。
8	【仕様書p2 4業務委託内容(3)実施方針及び要求水準書(骨子)の作成等について】 ②において「公表時に説明会を開催する場合」とありますが、説明会の開催は任意という理解で宜しいでしょうか。④(仮称)奈良県警運転免許センター整備事業PFI事業者選定委員会について、本会の委員は決まっておりますでしょうか。それとも、本業務内にて選定するのでしょうか。また、本業務にて選定する場合、それは貴庁で選定するのか、受注者からの提案になるのか、どちらでしょうか。	必要に応じて説明会を開催するため、現時点では未定である。(仮称)奈良県警運転免許センター整備事業PFI事業者選定委員会委員は、発注者において調整中であり、選定業務は本業務に含んでいないものとする。
9	【仕様書p3 4業務委託内容(4)関連調整業務について】 記載されている4業務の実施時期をご教示ください。	・運転免許センター整備事業建設地除草工事(令和7年6月2日～12月26日) ・運転免許センター整備事業地質調査業務委託(令和7年8月1日～令和8年3月31日) ・運転免許センター新庁舎整備事業造成工事設計委託(令和7年10月1日～令和9年3月31日) ・運転免許センター新庁舎整備事業造成設計CM業務委託(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

質 疑 回 答 書

回答日：令和7年7月22日

担当課：奈良県警察本部
警務部施設装備課

業 務 名	運転免許センター新庁舎整備事業PFI手法アドバイザー業務委託	
業 務 番 号	第 07-20-業 号	
No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
10	【全般】 基本計画、関連調整業務の内容をみるに、設計・整備に関しては造成工事は従来発注で、基盤造成後の上面整備及び免許センター建物の建築のみがPFI事業となるという理解で宜しいでしょうか。	よろしい。造成工事は設計を含め、従来発注となる。
11	【全般】 プロポーザル作成にあたって、過年度業務である「運転免許センター再整備基本構想」及び「官民連携導入可能性調査」の成果(HPIに掲載されている計画書以外の業務成果を含む)を貸与いただくことは可能でしょうか。	貸与することは可能である。